平成２５年（フ）第１８５号
長野市大字稲葉2581番地１　サンモール日詰106号
債務者　上原　美香
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
兵庫県西宮市中島町２番６―202号
債務者　松木美佐子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２０号
兵庫県西宮市中島町２番６―202号
債務者　松木美寿々
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２０号
兵庫県芦屋市平田町２番７―408号、前住所兵庫県芦屋市高浜町２番１―1332号
債務者　宮下　勝裕
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目７番18号　リバーテ201号
債務者　濱田　　恵
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２６号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目22番10―410号
債務者　塚尾　　円（旧姓八ヶ代）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番７号　中野マンション102号
債務者　大溪千恵子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６１号
熊本市西区上代１丁目16番26号、前住所熊本市西区上高橋１丁目２番３号　コンフォートライフ101号
債務者　石原亜由美（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６８２号
熊本市南区島町１丁目12番28号　シェールパラン205、前住所熊本市南区鳶町２丁目５番57号
債務者　波呂　美香（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６９３号
熊本県上天草市大矢野町中1806番地１
債務者　森川千恵子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７０２号
熊本市中央区国府２丁目６番17号　コートハウス国府101
債務者　佐々木美喜子（旧姓土谷・津留）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７０６号
熊本市南区薄場１丁目９番21号　高橋薄場ヴィレッヂ103号
債務者　河上　裕二
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１６号
千葉県流山市江戸川台東４丁目72番地の26、申立時の住所千葉県流山市流山２丁目14番地の２　プレミアステート流山801
債務者　杉原　孝夫
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５１７号
千葉県流山市江戸川台東４丁目72番地の26、申立時の住所千葉県流山市流山２丁目14番地の２　プレミアステート流山801
債務者　杉原　則子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５９４号
千葉県松戸市小金きよしケ丘４丁目15番地の３　川島ビル101号
債務者　米永　哲夫
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６３４号
千葉県松戸市常盤平２丁目24番地の１　常盤平公団住宅１街区47棟304号
債務者　深瀬　紀子（旧姓山浦）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２８６号
兵庫県川西市清流台13番21号
債務者　玉置　平八
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係